

「地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令」の概要

1 改正理由

少年法（昭和23年法律第168号）の一部改正により、家庭裁判所が行う保護処分の特例として、少年が特定少年である場合には、少年院に送致する等の保護処分を行わなければならないが、一定の場合には少年院への収容を行わなければならないこととする規定が新設された（少年法第64条及び第66条の新設）。

これを踏まえ、職員に対する休業補償又は予後補償を行わない場合として、当該職員が少年院又は児童自立支援施設へ送致され、収容されている場合を規定している地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号。以下「則」という。）第26条の3第2号について、当該送致及び収容が行われる少年法の根拠条文を追加する必要がある。

2 改正内容

少年法の一部改正に伴い、則第26条の3第2号中の職員に対する休業補償又は予後補償を行わない場合として、「少年法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合」及び「少年法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合」を追加する。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。